

学校給食費の納付についてのお知らせ

1 学校給食の申込み及び学校給食費の口座振替の手続について

(1) 川崎市立小学校・特別支援学校から入学する場合

川崎市立小学校又は特別支援学校から中学校に入学する場合は、内容に変更がない限り、
学校給食の申込みと学校給食費の口座振替の手續は不要です。

- 既に川崎市立小学校又は特別支援学校で口座振替により学校給食費をお支払いの場合、口座情報を変更しない限り、**中学校入学後も同じ口座から学校給食費が引落されます。**
- 教材費、修学旅行費などの**学校徴収金**（中学校が指定する口座）とは、別の手續になりますので御注意ください。
- 学校給食費の口座の変更を希望する場合には、(2) 手續②の「学校給食費の口座振替の手續」を行うことにより、新たな口座にすることができます。

(2) 市外からの転入等により令和8年度から新たに市立学校に入学する場合

学校給食の提供を受けるには、以下の①と②の**両方の手續**が必要です。

手続 ① 学校給食の申込み

※「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

パソコンやスマホから、**オンライン手續かわさき (e-KAWASAKI)** で、学校給食の申込みを行ってください。

学校給食の申込み用



- **申込期限** 必ず給食開始の日までに
- **申込方法** QRコードからアクセスして必要事項を入力
 - ・初めて e-KAWASAKI を利用する場合は、利用者登録が必要になります。

(注) パソコンやスマホから手續ができない場合 「**学校給食申込書**」(4枚組の書類のうち4枚目) → **学校**に提出

- 学校給食申込書の用紙が必要な場合は、入学予定の学校で用紙を受け取り、4枚目の学校給食申込書を切り離して必要事項を記入の上、**入学式の日に学校に提出**してください。

手続 ② 学校給食費の口座振替の手續

パソコンやスマホから、**Web口座振替受付サイト**で口座振替の手続を行ってください。

口座振替の手続用



- **申込期限** 必ず給食開始の日までに
- **申込方法** QRコードからアクセスして必要事項を入力
- **注意事項** 口座振替の手續はお子様ごとに必要です。

(注) パソコンやスマホから手續ができない場合

「**口座振替納付依頼書**」(4枚組の書類のうち1~3枚目) → **金融機関**に提出

- 口座振替納付依頼書の用紙が必要な場合は、入学予定の学校で用紙を受けとり、3枚複写となっているので切り離さずに必要事項を記入の上、1~3枚目を金融機関（裏面参照）に直接お持ちください。

<取扱金融機関>

銀行	信用金庫	その他
みずほ・三菱 UFJ・三井住友・りそな・群馬・きらぼし・横浜・東日本・神奈川・静岡中央・ゆうちょ（郵便局）・PayPay・楽天・イオン	横浜信用金庫・川崎信用金庫・さわやか信用金庫・芝信用金庫・城南信用金庫・世田谷信用金庫	中央労働金庫・セレサ川崎農業協同組合

- 学校給食費以外の経費は、別途、中学校が指定する金融機関の口座からの引落しとなります。
- 学校給食費の口座振替にかかる手数料は川崎市が負担しますので、保護者負担はありません。

2 学校給食費について

(1) 学校給食にかかる保護者負担額（令和7年度の場合※）

学年	1・2年生	3年生
単価	完全給食	320
年額	完全給食	52,800 49,600

※令和7年度については、一食単価「376円」のところ、市費と国の交付金により補助することで、保護者の負担は左の金額となっています。

- 令和8年度の学校給食費については、令和8年4月に配布予定の「学校給食費についてのお知らせ」にてご案内します。
- 学校給食費は、最終的にお子様の1年間の給食食材の発注回数に応じて、お支払いいただきます。学校給食費の「精算」は第9期で実施します。

(2) 令和8年度の納期限（口座振替日）

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
納期限	6月30日	7月31日	8月31日	9月30日	11月2日	11月30日	1月4日	2月1日	3月1日
対象月	4,5月分	6月分	7月分	8,9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2,3月分

3 学校給食費の納付手続に関するQ & A

Q 1 住所や氏名等が変更となった場合は？

中学校入学前に提出済の「学校給食申込書」の記載内容（保護者等の氏名、連絡先電話番号）に変更があった場合、「学校給食申込書記載事項変更届」を学校に提出してください。用紙は学校からお渡しするほか、川崎市ホームページからもダウンロードできます。

※住民票の異動を伴う転居による住所変更の際は、「学校給食申込書記載事項変更届」の提出は不要です。

Q 2 食物アレルギー等により牛乳を停止する又は牛乳のみの提供を受ける場合はどのような手続が必要か？

「学校給食費区分変更届」の提出が必要となります。既に市立小学校等で提出した場合も、入学される中学校に相談の上、改めて提出をお願いします。学校給食の提供を停止する場合も、中学校への相談と「学校給食費区分変更届」の提出が必要です。詳細は学校に御相談ください。

Q 3 生活保護（又は就学援助）を受給している場合は？

生活保護を受給している方や就学援助の認定を受けている方は、学校給食費の負担は生じません。認定となるまでの間お支払いいただいた学校給食費は、認定期間に応じて還付します。学校給食の申込み及び口座振替の手続は必要です。

問合せ先 学校給食費に関するお問合せは、下記担当までお願ひいたします。

川崎市教育委員会事務局 健康給食推進室

電話：044-200-2539 FAX:044-200-1810 mail : 88kyusyoku@city.kawasaki.jp



学校給食費に関するよくある御質問など、その他、学校給食費の取扱いに関する詳細は、下記URLを御参照ください。

URL <https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000121366.html>

川崎市 学校給食費